

山梨市立日川小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成28年4月一部改訂

平成31年2月一部改訂

令和2年6月一部改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ対策の組織

(1) 生徒指導委員会

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(2) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、SCまたはSSWからなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

3 未然防止の取組

(1) 学級経営の充実

- 「たのしい・わかる・力がついている」と児童が実感できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 学級づくりの両輪である「ルール」と「ふれあい」のある学級経営に努める。
- 学級力向上プロジェクトに取り組み、子どもと教師がともに協力して学級づくりを行う。
- 「生活アンケート」「QU検査」等の結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 特に配慮が必要な児童については、校内支援委員会を必要に応じて設け、組織的・継続的な支援を行う。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 「生活アンケート」「QU検査」等の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、校内研で共通理解を図る。
- 「生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット上のいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットや携帯電話に関する使用状況調査を行い、対応を行う。
- 各教科等において、情報モラル教育の指導の充実を図る。

(6) 感染症における感染者、濃厚接触者等への差別・偏見・いじめに対する対策

- 感染症への感染者、濃厚接触者等に対する差別や偏見、いじめがおきることのないように、毅然とした態度で指導・対応を行う。
- 感染者、濃厚接触者等の個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

4 早期発見の取組 いじめ対策についての説明・啓発

【PTA総会・学級P】

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

PTA総会で学校における「いじめ防止基本方針」を公表し、保護者の理解と協力が得られるように努める。また日頃から児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努め、必要に応じて、家庭児童相談員、保健師、教育委員会、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「生活アンケート」の実施

年3回（6月、10月、1月）の「生活アンケート」を実施する。また、「生活アンケート」をもとに、児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 児童の実態把握

全職員で、児童の表情や行動の変化に目を配り、児童・保護者等との関わりから状況をつかみ、児童の実態を把握する。

5 いじめへの対処

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を中心とした組織で対処する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- いじめが「解消している」状態は、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たすこととする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

ウ 児童や保護者から「いじめにより重大な事態が生じた」という申立てがあったとき

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、いじめ防止対策委員会を母体として当該事案に対処する「重大事態対策委員会」を組織し対処する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ防止指導計画（別紙）